

しがつついたち

4月1日から

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法がスタートします

市では、老若男女、障害のあるなしに関わらず互いに支えあい、『共に生きる』高福祉のまちづくりを進めています。

この法律をただしく理解して、市民の皆さん・事業者・行政が共に考え、誰もが安心して住み続けられる、安全で活気のあるまちづくりを推進しましょう。

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

対象者は、障害者基本法で定められた障害のあるすべての人で、障害者手帳を持っていない人も含まれます。

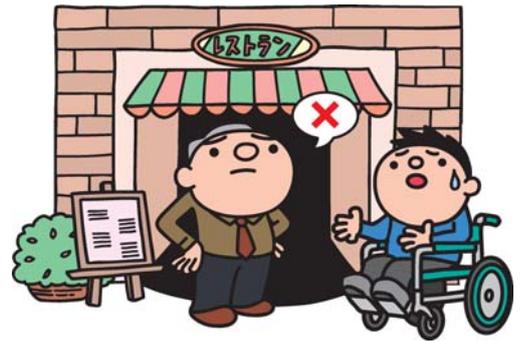
この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になります。

○「不当な差別的取扱い」とは？

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したりすることです。

例えば…

- お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた
- アパートの契約をするとき、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった など



○「合理的配慮をしないこと」とは？

障害のある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための配慮をしないことです。

例えば…

- 視覚障害があると伝えたのに、書類を渡されただけで内容を読み上げてもらえなかった
- 障害のある人が交通機関を利用するときどの乗り物に乗ったらよいかを職員に聞いたが、分かるように説明してもらえなかった
- 車いす利用者が施設内の段差があるところで手助けを頼んだが、サポートしてもらえなかった など



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法についての詳しい内容は、

ないかくふ 内閣府のホームページをご覧ください。

ないかくふ 内閣府ホームページ

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html]

問い合わせ先 地域福祉課 ☎0837(52)5227

山口県健康福祉祭

スポーツ文化交流大会参加者募集

<参加資格>県内在住の60歳以上の人（昭和32年4月1日以前に生まれた人）

競技種目	卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ペタンク、弓道、剣道、囲碁、将棋、健康マージャン
開催日	5月11日 （ 日 ） ※テニス競技のみ13日 （ 金 ）
会場	山口市 維新百年記念公園、やまぐちリフレッシュパーク
申込期間	3月4日 （ 金 ） ～4月4日 （ 日 ）
申込・問い合わせ先	高齢福祉課〔☎0837(52)1132〕※上記競技種目の参加募集要領については、市役所及び各総合支所、各公民館に設置しています。

競技種目	ゴルフ ※詳細は、競技規定をご参照ください。
開催日	4月27日 （ 日 ）
会場	柳井カントリー倶楽部（柳井市）
申込期限	3月25日 （ 金 ）
申込・問い合わせ先	山口県ゴルフ協会 〔☎083(973)4701〕

競技種目	マラソン ※詳細は、実施要項をご参照ください。
開催日	6月4日 （ 日 ）
会場	山口市 維新百年記念公園
申込期間	3月8日 （ 日 ） ～5月7日 （ 日 ）
申込・問い合わせ先	山口マスターズ陸上競技連盟 〔☎083(822)3875〕

※屋外競技について、雨天の場合の開催予備日等については各要領をご覧ください。

美術展作品募集

<出品資格>

県内在住の60歳以上の人（昭和32年4月1日以前に生まれた人）でアマチュアの人
が創作した未発表の作品（1人1点）

募集部門	日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真
開催期間	6月18日 （ 土 ） ～20日 （ 日 ）
会場	防府市地域交流センター〔アスピラート〕
申込期間	3月22日 （ 日 ） ～4月22日 （ 金 ）
申込・問い合わせ先	高齢福祉課〔☎0837(52)1132〕

司法書士による無料法律相談を開催します

日常生活でのいろいろな法律問題について、司法書士が相談をお受けします。たとえば、認知症などで判断能力が十分でない人を支援する成年後見制度や相続・登記に関することなどの相談も無料でできます。問題の解決にご利用ください。

対象者は市内にお住まいの人となります。

相談日時	原則毎月第1木曜日 13時～15時
相談場所	美祿市役所及び各総合支所
相談時間	1人20分以内
申込方法	電話による予約制で先着6人です。 予約受付開始は、原則無料相談の1週間前の木曜日 から開庁日（8時30分～17時）に下記の電話番号で受付けます。
予約電話	市民相談室〔☎0837(52)5230〕



相談日 (13時～15時)	会場	予約受付開始日 (8時30分～17時)
4月7日 （ 日 ）	美祿市役所	3月31日 （ 日 ）
5月6日 （ 金 ）	美東総合支所	4月28日 （ 日 ）
6月2日 （ 日 ）	美祿市役所	5月26日 （ 日 ）
7月7日 （ 日 ）	美祿市役所	6月30日 （ 日 ）
8月4日 （ 日 ）	秋芳総合支所	7月28日 （ 日 ）
9月1日 （ 日 ）	美祿市役所	8月25日 （ 日 ）
10月6日 （ 日 ）	美祿市役所	9月29日 （ 日 ）
11月4日 （ 金 ）	美東総合支所	10月27日 （ 日 ）
12月1日 （ 日 ）	美祿市役所	11月24日 （ 日 ）
1月5日 （ 日 ）	美祿市役所	12月26日 （ 日 ）
2月2日 （ 日 ）	秋芳総合支所	1月26日 （ 日 ）
3月2日 （ 日 ）	美祿市役所	2月23日 （ 日 ）

なお、相談日・予約受付開始日等が変更になる場合があります。毎月発行される市報の「各種相談」でご確認ください。

問合せ先 市民相談室〔☎0837(52)5230〕